

令和5年米子市議会12月定例会議案

令和5年12月4日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
91	米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>令和5年8月7日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市の一般職の職員及び任期付職員について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、給料表を改定するほか、所要の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>I 一般職の職員関係</p> <p>1 給料月額平均1.1パーセントの引上げ (令和5年4月1日からの遡及適用)</p> <p>2 令和5年12月期の期末手当の支給割合の引上げ(令和5年12月1日適用)</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p> <p>1. 20月分→1.25月分(+0.05月分)</p> <p>※年間での引上げ幅</p> <p>2. 40月分→2.45月分(+0.05月分)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員</p> <p>0.675月分→0.70月分(+0.025月分)</p> <p>※年間での引上げ幅</p> <p>1. 35月分→1.375月分(+0.025月分)</p> <p>3 令和5年12月期の勤勉手当の支給割合の引上げ(令和5年12月1日適用)</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p> <p>1. 00月分→1.05月分(+0.05月分)</p> <p>※年間での引上げ幅</p> <p>2. 00月分→2.05月分(+0.05月分)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員</p> <p>0.475月分→0.50月分(+0.025月分)</p>

※年間での引上げ幅

0.95月分→0.975月分 (+0.025月分)

4 令和6年4月以降の期末手当の支給割合の見直し (令和6年4月1日施行)

(1) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員

6月期

1.20月分→1.225月分 (+0.025月分)

12月期

1.25月分→1.225月分 (▲0.025月分)

※年間での支給割合 (2.45月分) に変更はない

(2) 定年前提任用短時間勤務職員

6月期

0.675月分→0.6875月分 (+0.0125月分)

12月期

0.70月分→0.6875月分 (▲0.0125月分)

※年間での支給割合 (1.375月分) に変更はない

5 令和6年4月以降の勤勉手当の支給割合の見直し (令和6年4月1日施行)

(1) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員

6月期

1.00月分→1.025月分 (+0.025月分)

12月期

1.05月分→1.025月分 (▲0.025月分)

※年間での支給割合 (2.05月分) に変更はない

(2) 定年前提任用短時間勤務職員

6月期

0.475月分→0.4875月分 (+0.0125月分)

			<p>12月期 0.50月分 → 0.4875月分 (▲0.0125月分) ※年間での支給割合 (0.975月分) に変更はない</p> <p>6 勤務1時間当たりの給与額を算出する場合に用いる休日の日数の見直し (令和6年4月1日施行) 現 行 : 18日 改正後 : 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (日曜日及び土曜日を除く。) の日数</p> <p>II 特定任期付職員関係</p> <p>1 給料月額平均1.1パーセントの引上げ (令和5年4月1日からの遡及適用)</p> <p>2 令和5年12月期の期末手当の支給割合の引上げ (令和5年12月1日適用) 1.65月分 → 1.75月分 (+0.1月分) ※年間での引上げ幅 3.30月分 → 3.40月分 (+0.1月分)</p> <p>3 令和6年4月以降の期末手当の支給割合の見直し (令和6年4月1日施行) 6月期 1.65月分 → 1.70月分 (+0.05月分) 12月期 1.75月分 → 1.70月分 (▲0.05月分) ※年間での支給割合 (3.40月分) に変更はない</p>
92	米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	令和5年8月7日の人事院勧告を踏まえた特別職の国家公務員の期末手当の改定に準じ、本市の特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるほか、給料及び報酬の額を改定するとともに、常勤の特別職の職員に対し通勤手当を支給することとするため、所要の整備を行おうとするもの

			<p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年12月期の期末手当の支給割合の引上げ（令和5年12月1日適用） <ul style="list-style-type: none"> 1. 65月分→1.75月分（+0.1月分） ※年間での引上げ幅 <ul style="list-style-type: none"> 3. 30月分→3.40月分（+0.1月分） 2 令和6年4月以降の期末手当の支給割合の見直し（令和6年4月1日施行） <ul style="list-style-type: none"> 6月期 <ul style="list-style-type: none"> 1. 65月分→1.70月分（+0.05月分） 12月期 <ul style="list-style-type: none"> 1. 75月分→1.70月分（▲0.05月分） ※年間での支給割合（3.40月分）に変更はない 3 給料月額及び報酬月額0.3パーセントの引上げ（令和6年4月1日施行） 4 市長等及び教育長への通勤手当の支給（令和6年4月1日施行）
93	米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職員	<p>地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとするため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会計年度任用職員の給与に、勤勉手当を加えることとする。 2 任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員については、会計年度任用職員以外の一般職の職員の勤勉手当に関する規定を準用することとする。 3 任期の定めが6か月に満たない会計年度任用職員が次の(1)又は(2)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、2の任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員とみなすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一会計年度内における任期の定め合計が6か月以上に至ったとき。 (2) 当該会計年度の6月に勤勉手当を支給

			<p>する場合において、前会計年度から継続して任用されている者の当該会計年度における任期の定めと当該前会計年度における任期の定めとの合計が6か月以上に至ったとき。</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和6年4月1日</p> <p>[参考法令]</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）</p> <p>令和5年5月8日公布</p> <p>令和6年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
94	米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職員	<p>人工透析治療及びがん又は悪性腫瘍の治療のための休暇として、継続的治療のための部分休暇を新設するほか、年次有給休暇を、市の事業及び人事評価の実施の単位となる期間に対応した休暇制度とするよう、一の年度ごとにおける休暇に改めるため、改正しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人工透析治療及びがん又は悪性腫瘍の治療のための休暇として、継続的治療のための部分休暇を新たに設けることとする。 2 継続的治療のための部分休暇について、次のとおり定めることとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部分休暇の時間は、1週間につき15時間30分を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 (2) その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。 3 年次有給休暇を、一の年度ごとにおける休暇に改めることとする。 <p>[施行期日]</p> <p>上記1及び2…令和6年1月1日</p> <p>上記3…令和6年4月1日</p>
95	米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定について	こども施設	<p>保護者の就労等の状況を踏まえ、更なる利便性の向上を図るよう、小学校の授業の休業日におけるなかよし学級の開所時刻を30分繰り上げ</p>

			<p>るため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>小学校の授業の休業日におけるなかよし学級の開所時間を、午前8時から午後5時まで（現行：午前8時30分から午後5時まで）に改めることとする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和6年4月1日</p>
96	米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建築相談	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、管理不全空家等の所有者等に対する措置が定められたことを受けて、市街化調整区域において除却された管理不全空家等の敷地に新たに自己用住宅を建設する場合についても開発行為等の許可をすることができることとするため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>市街化調整区域における開発行為等の許可に関する基準について、当該許可をすることができる開発行為等の目的として、「管理不全空家等として認定された後に除却された空き家の敷地に建設する自己用住宅への居住」を加えることとする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p> <p>[参考法令]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号） 令和5年6月14日公布 公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日施行（一部施行日別途） 2 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 3 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）

97	事業委託契約の締結についての議決の一部変更について	都市整備	<p>米子駅南北自由通路等整備事業に伴う自由通路工事に係る事業委託契約の締結についての議決（令和2年6月30日議決）の一部を変更しようとするもの</p> <p>変更事項</p> <p>工事の実施時における施工方法及び仮設方法の見直しに伴う契約金額の減</p> <p>「3,104,416,000円」</p> <p>↓（▲109,146,482円）</p> <p>「2,995,269,518円」</p>
98	米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者の指定について	まちづくり企画	<p>米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者</p> <p>鳥取市蔵田423番地</p> <p>一般財団法人鳥取県サッカー協会</p> <p>会長 池田洋二</p> <p>指定の期間</p> <p>令和6年4月1日から</p> <p>令和11年3月31日まで</p>
99	米子市営住宅の指定管理者の指定について	住宅政策	<p>市営住宅（改良住宅、再開発住宅、従前居住者用住宅及び準特定優良賃貸住宅（公営型）に限る。）の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者</p> <p>鳥取市田園町四丁目207番地</p> <p>鳥取県住宅供給公社</p> <p>理事長 大場尚志</p> <p>指定の期間</p> <p>令和6年4月1日から</p> <p>令和11年3月31日まで</p>
100	松江市及び米子市と境港市との間における中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について	総合政策	<p>松江市及び米子市と境港市とが中海圏域の定住自立圏の形成に関し連携して取り組む政策分野及びその内容を変更するため、当該定住自立圏の形成に関し締結した協定を変更しようとするもの</p>

			<p>るもの</p> <p>[変更内容]</p> <p>1 「生活機能の強化に係る政策分野」の「産業振興」の項目として「起業・創業等の支援」を、「その他」の項目として「再生可能エネルギーの利用促進」を追加することとする。</p> <p>2 「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」の「その他」の項目のうち、「定住の推進」の取組内容として「魅力の発信及び関係人口の創出」を追加することとする。</p> <p>3 その他所要の整備を行うこととする。</p>
101	松江市及び米子市と安来市との間における中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について	総合政策	<p>松江市及び米子市と安来市とが中海圏域の定住自立圏の形成に関し連携して取り組む政策分野及びその内容を変更するため、当該定住自立圏の形成に関し締結した協定を変更しようとするもの</p> <p>[変更内容]</p> <p>1 「生活機能の強化に係る政策分野」の「産業振興」の項目として「起業・創業等の支援」を、「その他」の項目として「再生可能エネルギーの利用促進」を追加することとする。</p> <p>2 「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」の「その他」の項目のうち、「定住の推進」の取組内容として「魅力の発信及び関係人口の創出」を追加することとする。</p> <p>3 その他所要の整備を行うこととする。</p>
102	令和5年度米子市一般会計補正予算（補正第6回）	財政	明細別紙
103	令和5年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙
104	令和5年度米子市介護保険事業	財政	明細別紙

	特別会計補正予算（補正第3回）		
105	令和5年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙
106	令和5年度米子市水道事業会計補正予算（補正第2回）	水道局	明細別紙
107	令和5年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第1回）	下水道企画	明細別紙
報告25	議会の委任による専決処分について（米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例及び米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	住宅政策	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本市の条例において引用する同法の条項の表記を変更したもの</p> <p>処分年月日 令和5年10月20日</p> <p>改正内容</p> <p>次に掲げる条例について、所要の整理を行った。</p> <p>(1) 米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例</p> <p>(2) 米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例</p> <p>施行期日</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日</p>
報告26	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	下水道営業	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年10月2日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 6万6,330円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和5年8月8日、下水道部の職員が、合併処理浄化槽設置整備事業の完了検査に係る</p>

			業務のため、下水道部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を運転し、米子市大崎地内の市道内浜街道線において、市自動車を方向転換させるため後退させていたところ、市自動車の後部が相手方自宅敷地内に設置されているブロック塀に接触し、当該ブロック塀を損傷させたもの。人身事故なし。
報告 27	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	文化振興	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年10月4日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 7万3,700円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和5年7月20日、市が雇用する作業員が、史跡福市遺跡において、刈払機を使用して草刈りを行っていたところ、当該刈払機で石を跳ね飛ばし、当該跳ね飛ばされた石が、相手方自宅の窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損させたもの。人身事故なし。</p>
報告 28	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	住宅政策	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年10月24日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 5万2,250円</p> <p>相手方</p> <p>甲 米子市上福原六丁目9番16号 大橋産業有限会社 代表取締役 大橋賢二</p> <p>乙 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和5年6月26日、都市整備部の職員が、</p>

			<p>市営住宅の修繕に係る業務のため、都市整備部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を運転していたところ、米子市淀江町西原地内の市道西原佐陀線において、道路の中央部分に寄って走行したため、市自動車が、対向して来た相手方乙の運転する相手方甲所有の軽乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）に接触し、相手方自動車を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 29	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	総務管財	<p>法律上、市の義務に属する契約不適合による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年11月6日</p> <p>損害賠償額 1万6,380円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事案の概要</p> <p>市は、市が所有する土地（以下「本件土地」という。）を売り払うために測量業務を発注したが、その成果に誤りがあったため、本件土地について、現況の地積よりも大きい地積により地積に関する更正の登記が行われた。</p> <p>令和2年8月24日、市は、当該更正後の地積（以下「誤った地積」という。）が現況の地積であると誤認したまま、相手方との間で、本件土地に係る売買契約を締結し、本件土地を売り渡した。</p> <p>その結果、相手方に対し、本件土地について、誤った地積と現況の地積との差に相当する部分に係る売買代金並びに登録免許税、不動産取得税及び固定資産税の余分の負担を生じさせた。</p>
報告 30	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵^{かし}による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和5年11月17日</p>

事件名 令和5年(ワ)第111号 損害賠償
請求事件

係属裁判所 松江地方裁判所

相手方(原告) 境港市在住の個人

請求の趣旨

- 1 被告(米子市)は、原告に対し、6万0090円及びこれに対する令和5年1月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求めらる。

請求の原因の概要

令和5年1月30日午後7時頃、JR大篠津町駅から南東約200メートル付近の路上(市道弓ヶ浜中央線)において、原告が、原告の所有する自家用普通乗用自動車で行中、道路上の陥没に左前輪がとられて、左前輪タイヤとホイールを損傷した。

本件事故は、被告による道路の管理に瑕疵があったことに起因して発生したものであるから、被告は、国家賠償法第2条第1項に基づき、本件事故により原告が被った損害について賠償する責任を負っている。

和解条項の概要

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として、4万9581円の支払義務があることを認める。
- 2 原告は、その余の請求を放棄する。
- 3 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

(追加予定議案)

	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期満了によるもの 4人
--	------------------	------	--------------